第9回八女市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年8月8日 (火) 午後2時00分から午後3時10分
- 2. 開催場所 立花市民センター
- 3. 出席農業委員(22名)

1番 中村 輝義 2番 大坪知美子 3番 服部 正文

4番 牛島 孝之 5番 仁賀木義文 6番 池尻 律芳

7番 平井 照也 8番 塩塚 義治 9番 樋口 重樹

10番 高山 和典 11番 國武 覚 12番 溝田 耕一

13番 仁田原一太 14番 八田 久男 15番 田形 隆徳

16番 大津 達喜 18番 小川 哲郎 19番 松本 敬介

21番 原 義博 22番 丸林 京市 23番 堤 正義

24番 月足 靖彦

4. 出席最適化推進委員(16名)

1番 伊藤 正二 2番 池田 和本 3番 橋爪 寿賀夫

10番 平島 修 16番 延 和洋 20番 溝田 正忠

27番 水本 敏明 30番 森 義則 31番 中島 広伸

33番 野田 和宏 35番 野中 昭男 37番 大石 重信

40番 中村 善徳 41番 栗原 英喜 44番 今村 嗣範

45番 二田 俊秀

5. 欠席委員 農業委員(2名)

17番 伊藤 正博 20番 井手 洋一

- 6. 欠席委員 最適化推進委員(0名)
- 7. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議
- 報告第 14号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第 42号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第 43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決 定の処理について
- 議案第 44号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用

集積等促進計画の意見照会について

報告第 15号 農地改良行為の届出について

議案第 45号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 46号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑 美 黒木支所 渡部 真弓 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃 花 上陽支所 松尾 誠 近藤 大生 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要(発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。)

議長

みなさまこんにちは。先月、農業委員または最適化推進委員それぞれに委嘱交付を受けられました。また先日福岡市内で行われました新人研修には、当市から17名の方が参加していただきまして本当にありがとうございました。お疲れ様でした。本日は令和5年第9回農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には大変忙しい中ご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より農業委員会総会を開催いたします。

(議長着席)

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 22名 、

農地利用最適化推進委員 16名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番 仁賀木義文委員、6番 池尻律芳委員を本日の会議の議事録署名委 員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

事務局より案件の朗読をお願いします。

(案件朗読)

事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については16件です。総合計については、6ページをご確認ください。

解約のあった土地41筆のうち田11筆、畑30筆、合計面積50, 639㎡です。

それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め 完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。 以上でございます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります ので質疑に留め審議を終わります。

7ページをお願いします。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明をお願いします。

推進委員2番

1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人、相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。申請地は、譲り受け人の自宅裏に位置しております。農地取得後は自家消費分のタケノコを栽培されます。

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番の説明をお願いします。

推進委員 10番

2番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明をお願いします。

推進委員 40番

3番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け 人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明をお願いします。

農業委員

23番

4番についてご説明します。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の 経営拡大による所有権移転売買の申請です。

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明をお願いします。

推進委員 30番

5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。

譲り受け人は昔から両親の農業を手伝っており、農業経験があります。また今回取得する農地で、米、野菜を作付け予定で、出荷先については障がい者支援施設、青果市場等を考えられています。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番について説明をお願いします。

推進委員 30番

6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明をお願いします。

推進委員 45番

7番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難 と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明をお願いします。

農業委員 2番

8番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り 受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明をお願いします。

農業委員

9番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難 と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明をお願いします。

推進委員 37番

10番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明をお願いします。

推進委員 27番

11番についてご説明します。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の所有権移転売買の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明をお願いします。

推進委員 35番

12番についてご説明いたします。 譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。

譲り受け人について説明します。譲り受け人は、昔から両親の農業を手伝っており、家庭菜園の経験があります。また今回取得する農地で、野菜を育て自家消費される予定です。以上でございます。

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明をお願いします。

推進委員 31番

13番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明をお願いします。

農業委員 1番

14番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決します。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議ありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番の説明をお願いします。

推進委員 33番

15番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決します。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番の説明をお願いします。

農業委員 10番

16番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り 受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決します。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番の説明をお願いします。

農業委員 13番

番号17番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決します。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番の説明をお願いします。

推進委員 20番

18番についてご説明します。譲り渡し人の子への貸付と譲り受け人の親からの借り受けによる10年間の使用貸借権設定の申請です。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決します。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので原案のとおり決定いたしました。 13ページをお願いします。

議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、農業委員14番、農業委員22番は八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係する委員は席をさげていただきますようお願いいたします。

それでは事務局より説明お願いします。

事務局

本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。

今回は、所有権移転の案件が4件、利用権設定の案件が141件ございます。

番号1番 売買により所有権移転されるものです。

番号2番 売買により所有権移転されるものです。

番号3番 売買により所有権移転されるものです。

番号4番 売買により所有権移転されるものです。

15ページから51ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。期間は1年から10年までの新規、再設定、合わせて利用権設定 件数141件。総合計については、51ページをご確認ください。利用権を設定する土地332筆、合計面積391, 274. 90㎡です。

今回は新規営農の案件がございますのでご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

事務局

番号7番 3年間の使用貸借権設定の申請です。借受人についてご説明いたします。

借受人は、以前より農業に興味があり、今回定年退職を機に農地を借り受けられます。貸し人より指導を受けながら、野菜やお茶を栽培される予定です。

続きまして17ページ、番号15番をお願いいたします。

番号15番 10年間の賃貸借権設定の申請です。借受人についてご説明いたします。

借受人は、現在福岡市在住ですが、今回借り受けられる農地の近くの貸人の空き家を借りられ、八女市に移住される予定です。ご実家が農家で子どもの頃より手伝いをされており農作業経験はございます。 今回借りられる農地で、知人の指導を受けながら野菜を作付けされます。出荷先はJAやネット販売の予定です。

続きまして20ページをお願いいたします。番号27番と28番は 関連がありますので一括してご説明いたします。

番号27番 5年間の賃貸借権設定の申請です。

番号28番 5年間の賃貸借権設定の申請です。

借受人についてご説明いたします。借受人は、以前より農業に興味があり、市内の農業法人にて農作業の手伝いをされてこられ、農作業等の知識を身に付けられております。今回借りられる農地で、知人の農家の指導を受けながらイチゴを栽培されます。出荷先はJAの予定です。

続きまして、27ページをお願いいたします。

番号57番 4年間の賃貸借権設定の申請です。借受人についてご説明いたします。借受人は令和3年から久留米市の農園に勤務し、いちご、レタス、とうもろこし等を栽培し経験を積んでこられました。今回、ハウスのある農地を借りて、貸人からの技術指導や、部会の勉強会などに参加されながらナスを栽培されます。9月からの認定新規就農者の認定を目指しています。出荷先はJAの予定です。

続きまして、40ページをお願いいたします。

番号107番 5年間の賃貸借権設定の申請です。

借受人についてご説明いたします。借受人は、新規営農でなすを作られる予定です。両親が農業を営んでおり、両親より栽培に関する指導を受け農作業の知識を身に付けられております。出荷先はJAの予定です。

事務局

説明は以上でございます

農業委員4番

この4万5千円は土地代だけの賃料ですか。それとも機械等の使用料込みなのですか。

(暫時休憩)

事務局

説明します。資料27pの57番の年間賃料54万円とありますが、これは土地代とハウス、機械使用料込みの値段になっています。途中で資金を借りられるらしく、それまでは月4万5千円ずつ支払っていくそうです。

議長

ただいま説明がありましたが、月4万5千円の賃借料で借りているという事ですが、なかなか内容の説明がうまくできていなかったので後日内容を精査した上で再度皆様方に報告いたします。議案として只今農業委員4番から指摘がありました通り、ここは土地契約の賃借料を掲示する場所でして、施設、機械等の借り受けを含めた賃借料としては挙げるべきではないという事ですのでその辺を整理して、事務局に精査させます。本庁の事務局も指導するようお願いします。

ほかの案件について質疑がある方はいらっしゃいますか。

農業委員4番

借賃に米〇キロと書いてあるものがありますけど、できれば金額で揃えたほうがいいのではないか。

事務局

貸し人、借り人お互いの話し合いで、米何キロと決められ申請され たものですのでそのまま議案にあげています。

農業委員4番

米も色々種類があるし、時代も変わっていますので米○キロではなく、金額で賃料を頂くということで事務局の方で指導して頂きたいと思います。

事務局

先程事務局より説明があった通りであり、強制はできませんが、今後はなるべく金額で揃えていただくように誘導させていただこうと思います。

農業委員4番そういった形で誘導していくそうです。よろしいですか。 ほかに何かある方はいますか。

農業委員

資料115番から145番まで、同じような土地が全部推進機構を 通しての貸借になっていますが、説明をお願いします。

事務局

中間管理機構の農地集積利用計画について説明させていただきます。具体的に言いますと仮に10haの広がりのある農地に10人の耕作者がおりました。そこを中間管理機構に貸しまして、1割以上は集積してくださいというルールになるので10人の耕作者が9人まで減った場合にはその農地、中間管理機構で集積協力金ということで一回きりではありますが協力金がもらえます。基本的にはそういった事業です。以上でございます。

議長

ほかにありませんか。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

それでは関係する委員の11条を解除しますので元の席にお戻りください。52ページをお願いいたします。

議案第44号農地中間管理事業に関する法律の規定による農用地利 用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。まず、今回初めての議案となりますので、制度 の説明をいたします。

これまで農地の貸借というと、主に農地の所有者と耕作者が直接相対で貸借をしております「農用地利用集積計画」と、中間管理機構が所有者から農地を借りて、耕作者に配分する「農用地利用配分計画」の2つに分かれておりました。これが、法改正により、令和5年度から2つに分かれていた制度が「農用地利用集積等促進計画」に統合さ

れました。統合されたと言っても、2年間の経過措置期間があり、令和7年3月31日までは、相対での貸借である「農用地利用集積計画」による貸借も可能となっております。

今回の議案は、所有者から福岡県農業振興推進機構へ貸し付けた農地を、福岡県農業振興推進機構が耕作者に配分する農用地利用集積等促進計画を定めるにあたって、農業委員会の意見を聴くものでございます。

では、議案の説明をいたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積促進等計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する件数は1件です。面積等の合計は、54ページでご確認ください。権利を設定する土地37筆、合計面積は27,053㎡です。

借り手についてご説明いたします。これまで個人で農業経営をされておりましたが、この度株式会社を立ち上げられ、法人として農業経営をされていかれます。

法人に係る農地の権利移動については、審査要件がありますので、 補足説明させていただきます。審査の基準といたしましては、まず1 点目として、農地所有適格法人以外の一般の法人が権利を取得する場合、申請後に申請農地を適正に利用していないと認められるときは、 使用貸借または賃貸借を解除する旨の条件が書面による契約において 付されていることとあります。この申請には解除条件付きの契約の書 面が付されていることを確認しております。

2点目に借主が適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれていることとされています。たとえば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路等の共同利用施設の取り決め順守や協力が得られるか、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあるかなどとされています。

この点につきましては、農道・水路の管理のための清掃草刈り、そのほか農業の維持発展のために積極的な活動を行っていきたいとのことです。

3点目として、法人の場合は業務を執行する役員、または使用人の うち1人以上がその法人の行う耕作の事業に常時従事することとされ ています。この点につきまして、代表取締役が常時従事するとのこと です。以上のことから審査要件を満たしていることをご報告いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

異議ありませんので原案のとおり決定いたしました。 55ページをお願いします。

報告第15号 農地改良行為の届出について説明をお願いします

推進委員

44番

1番についてご説明いたします。申請地は、八女市役所星野支所の 北西に位置します椋谷集落から、市道椋谷~合瀬耳納線を北へ2km ほど進んだ農地です。

この土地を客土し花木の作付けをされる予定で隣接農地の同意報告もございます。

議長

地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますの で質疑に留め審議を終わります。

56ページをお願いします。

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番について農地区分の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。

議長

続いて申請地の説明をお願いします。

農業委員

1番について説明いたします。場所につきましては、八女市立見崎

16番

中学校の北に隣接した農地になります。

この土地を、小中学校用地として利用するための申請でございます。 隣接する農地の同意はあります。水利の承諾もとれており、排水に関 しても問題は無いと思います。

議長

現地調査の報告をお願いします。

農業委員 2番

1番について説明いたします。7月25日に現地調査を行った結果、 生活雑排水については合併処理浄化槽により処理されます。雨水については申請地内に設置されます雨水桝を通って南側及び北側水路へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたして おります。

議長

地元委員の説明と現地調査の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑を終結します。

質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達 いたします。

続いて番号2番について農地区分の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種 農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地 と判断します。

議長

続いて申請地の説明と現地調査の報告をお願いします。

農業委員

13番

2番についてご説明いたします。場所につきましては、矢部齢者福祉センター「ゆいのもり」近くの市道金山1号線から林道中道線を西に約800m進み、その後、市道惣見・石岡線から南へ約50m進んだところにある農地です。

この土地を木材等を搬出するための作業道として転用の計画をされ

ているものです。隣接する農地については所有者の同意もあり、水利 の承諾もとれています。なお、こちらは申請者の認識不足により、す でに作業道として転用がなされております。そちらについては今回始 末書の提出をいただいておりますので読み上げます。

(始末書内容の朗読)

7月14日に現地調査を行った結果、申請地の周辺は農地と山林に 囲まれており、排水は北側の用水路、自然流下、及び地下浸透で、問 題ないと確認しております。以上でございます。

議長

地元委員の説明と現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

農業委員4番

作業道を挟んで上下に田んぼがあると思いますけど、この田んぼは 使われているのですか?

農業委員13番

現在この農地は荒廃農地となっておりましてすぐに農地に戻す状況 ではございません。以上です。

農業委員 4番

その場合、農業委員会としてはどのような指導をされているのですか。

農業委員13番

申請をしていただいたときに申請人に土地を管理するように指導しております。

議長 よろしいですか。

それでは質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達 いたします。

議長

続いて議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理

について番号1番の農地区分の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。

議長

続いて申請地の説明をお願いします。

推進委員 1番

1番について説明いたします。場所につきましては、八女伝統工芸館より東へ300mほど進んだ農地になります。

この土地を共同住宅用地1棟18戸として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあります。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。

議長

現地調査の報告をお願いします。

推進委員 3番

1番について説明いたします。7月25日に現地調査を行った結果、 生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については申 請地内に設置されます雨水桝を通って東側水路及び南側側溝へ排水さ れます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。

議長

地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達い たします。

続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日

常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長

続いて申請地の説明をお願いします。

推進委員2番

2番について説明いたします。場所につきましては、八女市立長峰 小学校より東南へ300mほど進んだ農地になります。

この土地を専用住宅用地として利用するための申請でございます。 隣接する農地の同意は申請者所有で不要です。水利の承諾もとれて おり、排水に関しても問題は無いと思います。

議長

続いて現地調査の報告をお願いします。

農業委員

2番

2番について説明いたします。7月25日に現地調査を行った結果、 生活雑排水については合併処理浄化槽で処理され、南側側溝へ放流し ます。雨水については、申請地内に設置されます集水桝を通って南側 側溝へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いた しております。

議長

地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進 達いたします。

続いて番号3番について農地区分の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

農地の区分は、第2種農地と判断します。1番と同じです。 以上でございます。

議長

続いて申請地の説明をお願いします。

農業委員

2番

3番について説明いたします。場所につきましては、スーパーのトライアル駐車場より西へ道を挟んだ農地になります。

この土地を、特定建築条件付売買予定地2戸として利用するための 申請でございます。隣接する農地の同意はあります。水利の承諾もと れており、排水に関しても問題は無いと思います。

議長

続いて現地調査の報告をお願いします。

推進委員

3番について説明いたします。

2番

7月25日に現地調査行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については、東側側溝を通って北側水路へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。

議長

地元委員の説明、及び現地調査の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号4番について農地区分の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。

議長

続いて申請地の説明をお願いします。

推進委員

16番

4番について説明いたします。場所につきましては、八女市立岡山 小学校より北へ400mほど進んだ農地になります。

この土地を、特定建築条件付売買予定地4戸として利用するための申請でございます。

隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、排水に関しても問題は無いと思います。

議長

続いて現地調査の報告をお願いします。

推進委員

4番について説明いたします。

3番

7月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については、東側側溝及び北側側溝へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。

議長

地元委員の説明、及び現地調査の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進 達いたします。

続いて番号5番について農地区分の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は3番と同じです。

議長

続いて申請地の説明をお願いします。

推進委員 16番 5番について説明いたします。場所につきましては、岡山保育園から南西に300mほど進んだ農地になります。

この土地を現状のまま資材置場用地として利用するための申請でございます。

隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、排水に関しても問題は無いと思います。

議長

続いて現地調の報告をお願いします。

農業委員

3番

5番について説明いたします。7月25日に現地調査を行った結果)、生活雑排水については発生しません。雨水については、地下浸透及び自然流下します。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。

議長

地元委員の説明、及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進 達いたします。

続いて番号6番について農地区分の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は3番と同じです。

議長

続いて申請地の説明をお願いします。

農業委員 11番

6番について説明いたします。場所につきましては、八女市立西中 学校より南へ500mほど進んだ農地になります。

この土地を共同住宅用地2棟12戸として利用するための申請でございます。

隣接する農地の同意はあります。水利の承諾はとれており、排水に 関しても問題は無いと思います。

議長

続いて現地調査の報告をお願いします。

農業委員

3番

6番について説明いたします。7月25日に現地調査を行った結果、 生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については、 北側水路へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認 いたしております。

地元委員の説明、及び現地調査の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進 達いたします。

続いて番号7番について農地区分の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1 種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。

議長

続いて申請地の説明をお願いします。

推進委員

7番について説明いたします。

3 7番

申請地は、八女市役所上陽支所から東へ約500mの場所に位置する農地です。

この土地を所有権移転売買により取得され、幼稚園の施設用地として転用される計画です。

隣接農地の所有者より今回の転用案件について異議はないとのこと であり、水利の承諾も得られています。

議長

続いて現地調査の報告をお願いします。

農業委員

説明いたします。

18番

7月28日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、西側道路側溝へ雨水とともに排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題ないと確認しております。

議長

地元委員の説明、及び現地調査の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進 達いたします。

続いて番号8番について農地区分の説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は7番と同じです。 以上でございます。

議長

続いて現地調査の報告も併せて説明をお願いします。

推進委員

8番についてご説明いたします。

45番

申請地は、八女市役所星野支所から東へ約500mの場所に位置する農地です。

この土地を所有権移転売買により取得され、店舗併用住宅用地として利用されるための申請でございます。

隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られており、排水に関して も問題は無いと考えます。

続きまして現地調査の報告でございます。

7月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、南側水路へ排水される計画です。

雨水は、自然流下により南側水路へ排水されます。

隣接地への影響等、特段問題ないと確認しております。

議長

地元委員の説明、及び現地調査の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進 達いたします。 以上で議案の審議はすべて終了しました。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。

(閉会宣言3時10分)

令和5年8月8日

議 長 月 足 靖 彦

5 番 仁賀木義文

6 番 池 尻 律 芳